古河市立総和北中学校長 木村 貴子

部活動改革(部活動の改廃)について(お知らせ)

標記の件について、以下のようにお知らせいたします。茨城県では、部活動の適正化と部活動 改革の推進として、運動部の複数顧問制を推進しています。しかし、現在、本校には適正数を超 える部活動があり、全ての部活動に複数顧問を置くことが難しい状態となっています。さらに、 部員数が団体戦1チームの人数に満たないため、大会、練習試合等で十分な活動ができない部活 動も存在しています。

そこで、生徒の十分な活動を展開し、運動部活動の適正化を図るため、下記の通り部活動改革 (部活動の改廃)を進めていきます。何卒、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げま す。

記

部活動の改廃について

○運動部

新入生が加入した時点で2年連続団体登録人数に満たない場合、<u>部員募集の停止及び廃部を</u> <u>検討する。</u> (次年度の総体は出場する。)

例:令和4年度 団体出場できない。

令和5年度 団体出場できない。(来年度の部員募集の停止及び廃部の検討) 令和6年度 合同チーム等で総体は出場できるが、総体終了後、廃部となる。

文化部

○ 新入生が加入した時点で2年連続部員数が6人未満時、<u>部員募集の停止及び廃部を検討する。</u> (次年度の7月までは活動する。)

例:令和4年度 部員数 5人

令和5年度 部員数 3人(来年度の新入生募集の停止及び廃部の検討)

令和6年度 7月まで活動できるが、その後、廃部となる。

※ 保護者の皆様に十分の説明を行った上で、慎重に進めます。

〈参考資料①〉

部活動の適正数の目安及び複数顧問体制の確立

各部活動に顧問教員(管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く)を原則複数配置できる部活動とする。

部活動数の削減の目安等について

運動部:団体登録に満たない(人数)→ 2年続いた場合、年度内に廃部とする。 文化部:6人未満の場合 → 2年続いた場合、年度内に廃部とする。

R3.3.10【県教委】「部活動の適正数の目安等について」より抜粋

〈参考資料②〉

令和5年度移行、休日の部活動について、段階的に学校教育から切り離し、地域部活動(地域のスポーツ活動)へ移行

休日の部活動を、令和 10 年度末には、「県内の全ての中学校において地域に移行していく ことを目標とする。

R3.12.16【県保健体育課】「地域部活動移行に向けた手引き」より抜粋

その他、茨城県教育委員会ホームページにも、資料等が掲載されています。

(問い合わせ先) 古河市立総和北中学校 教頭

Tel 0280-98-0330